

占冠村企業版ふるさと納税実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施について必要な事項を定めるとともに、法人からの寄附金を財源として占冠村まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げる事業を村民と行政が協働で実施することにより持続可能かつ魅力ある「まち」づくりを進めていくことを目的とする。

(寄附金の使途)

第2条 この要綱に基づき寄附された寄附金（以下「寄附金」という。）は、内閣府に地域再生計画として認定された事業（第7条において「寄附対象事業」という。）に充てるものとする。

(寄附金の募集)

第3条 寄附金は、次に掲げる方法により募集するものとする。

- (1) 内閣府及び村のホームページに掲載する方法
- (2) 広報紙に掲載する方法
- (3) その他村長が必要と認める方法

(寄附の申出)

第4条 寄附をしようとする法人（以下「寄附対象法人」という。）は、あらかじめ占冠村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附申出書（別記様式第1号）及び占冠村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附申出に係る誓約書（別記様式第1号の2）を提出して寄附を申し出るものとする。

(寄附金の納付方法等)

第5条 寄附対象法人は、寄附金の納付方法について、前条の寄附の申出を行う際に、次のいずれかの方法を指定することができる。

- (1) 村が発行する納付書による納付
- (2) 村長が指定する口座への振込みによる納付

(寄附金の額)

第6条 寄附金の額の下限は、10万円とする。

(寄附金の受領等)

第7条 村長は、第4条の規定により寄附対象法人から申出がされた寄附金額のうち、当該申出がされた年度の寄附対象事業の実施に要した費用の範囲内で寄附金を受領するものとする。ただし、事業費の確定前に寄附金を受領する場合は、地域再生計画に記載した寄附金額の目安の範囲内で受領するものとする。

2 村長は、前項の規定により寄附金を受領することを決定したときは、占冠村まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附受領決定書（別記様式第2号）により寄附対象法人に通知するものとする。

- 3 前項の場合において、寄附対象法人が第5条第1項第1号の納付方法を指定したときは、併せて納付書を送付するものとする。
- 4 寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附金を受領した場合は、村長は事業費が確定した後に、寄附対象法人に対して事業費確定報告書（別記様式第4号）により通知するものとする。
- 5 村長は、寄附の申出又は受領した寄附金が公序良俗に反するものと考えられる場合は、寄附の受入れを拒否し、又は受領した寄附金を返還することができる。
- 6 寄附対象法人が占冠村暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1項第1号及び第2号並びに第3号に該当する場合には寄附を拒否するものとし、寄附金の受領後に判明した場合には返還することができる。

（受領証の交付）

第8条 村長は、寄附金を受領したときは、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第14条第1項の規定により寄附対象法人に受領証（別記様式第3号）を交付するものとする。

（寄附金の管理）

第9条 村長は、寄附金の適正な管理を行うため、占冠村企業版ふるさと納税寄附金台帳（様式第5号）を作成しなければならない。

（公表）

第10条 村長は、この要綱に基づく寄附を行った法人の名称、寄附金額等について、村のホームページでの掲載その他の適当な方法により公表するものとする。ただし、寄附対象法人の了承が得られないときは、この限りではない。

（適用除外等）

第11条 主たる事務所又は事業所が村の区域内に存する法人及び不動産、動産その他の現金以外の物件による寄附については、この要綱の規定を適用しない。

2 前項の規定は、同項の法人及び物件による寄附を妨げるものではない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し令和5年4月1日から適用する。